

放射能・放射線測定を行う試験所・検査機関に
ついての認定指針
—放射性表面汚染測定、空間線量率測定—

JAB RL363-2012

制定日：2012年3月1日

公益財団法人 日本適合性認定協会

目次

| | |
|--------------------------|---|
| 序文 | 3 |
| 1. 適用範囲 | 3 |
| 2. 引用文書 | 3 |
| 3. 用語及び定義 | 4 |
| 4. 管理上の要求事項 | 4 |
| 5. 技術的要求事項 | 4 |
| 5.1 一般 | 4 |
| 5.2 要員 | 4 |
| 5.3 施設及び環境条件 | 5 |
| 5.4 試験方法及び方法の妥当性確認 | 5 |
| 5.5 設備 | 6 |
| 5.6 測定トレーサビリティ | 6 |
| 5.7 サンプルング及び測定点の選択 | 6 |
| 5.8 試験品の取り扱い | 7 |
| 5.9 試験結果の品質の保証 | 7 |
| 5.10 結果の報告 | 7 |

放射能・放射線測定を行う試験所・検査機関についての認定指針(案)

－ 放射性表面汚染測定、空間線量率測定 －

序文

本文書は、物流品の放射能・放射線の測定を実施する試験所・検査機関が JIS Q 17025 (ISO/IEC 17025)「試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」又は JIS Q 17020 (ISO/IEC 17020)「検査を実施する各種機関の運営に関する一般要求事項」に従ってマネジメントシステムを運営し、それらの試験・検査機関が放射能・放射線測定を実施するうえで、測定の信頼性を確保するために考慮すべき内容を示すものである。本文書は、上記の認定基準を補足するものであり、認定基準を超えるものではない。

1. 適用範囲

- 1.1 本文書は、物流品の取引及び／又は流通時に実施される、物流品及びその梱包容器の放射性表面汚染測定器による放射性表面汚染測定、又は空間線量率測定器による空間線量率測定を実施する試験・検査機関の認定に関し適用する指針である。

備考) 2011年3月11日の福島第一原発事故以降、欧州を始めとする諸外国では本邦から輸入する各種の物流品について放射能汚染の基準値が設けられ、放射能汚染の試験・検査が義務づけられている。このうち一般工業製品など、食品以外の製品については、その放射性表面汚染が JIS Z 4504 (ISO 7503-1)に基づいて測定される。しかし、同規格が規定する方法では、この文書が対象とするすべての物流品の放射性表面汚染を測定することは困難であり、その代替手法として、物流品から規定された距離(例えば 1 m)における空間線量率(単位: $\mu\text{Sv/h}$)を測定し、空間線量率の値が一定の値以下のものについては、放射性表面汚染が基準値以下であるものとみなして物流品の受け入れを認めている国や機関がある。この文書が適用される空間線量率測定は、このような物流品の放射性表面汚染を評価する目的のために実施される空間線量率測定をいう。

- 1.2 本文書は、次に掲げるものには適用しない。

- ・ 原子力施設、放射線施設などの管理区域から搬出する物流品の放射性表面汚染測定
- ・ 環境試料(大気、水、土壌)中の放射能及び環境の放射線測定
- ・ 食品及びその原材料の放射能測定

2. 引用文書

次に掲げる文書は、引用された範囲内でこの文書の一部とみなす。年版の表示のない文書については、最新版を適用する。

JIS Q 17000 (ISO/IEC 17000) 適合性評価－用語及び一般原則

JIS Q 17025 (ISO/IEC 17025) 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項

JIS Q 17020 (ISO/IEC 17020) 検査を実施する各種機関の運営に関する一般要求事項
 JIS Z 8103 計測用語
 JIS Z 4001 原子力用語
 JIS Z 4329 放射性表面汚染サーベイメータ
 JIS Z 4333 X線及び線用線量当量率サーベイメータ
 JIS Z 4334 放射性表面汚染モニタ校正用線源—線放出核種（最大エネルギー0.15 MeV以上）及び線放出核種
 JIS Z 4504 (ISO 7503-1) 放射性表面汚染の測定方法—線放出核種（最大エネルギー0.15 MeV以上）及び線放出核種
 JIS Z 4511 照射線量測定器、空気カーマ測定器、空気吸収線量測定器及び線量当量測定器の校正方法
 JAB RL331 測定のトレーサビリティについての指針

3. 用語及び定義

本文書で用いる主な用語及び定義は、JIS Q 17000 (ISO/IEC 17000)、JIS Q 17025 (ISO/IEC 17025)、JIS Q 17020 (ISO/IEC 17020)、JIS Z 8103、JIS Z 4001によるほか、次による。

- 3.1 サーベイメータ：放射性表面汚染及び／又は空間線量率を測定するための放射線測定器で、持ち運び可能なタイプのものをいう。
- 3.2 物流：物を生産者から消費者へと流通させるうえで必要な包装・荷役・輸送・保管および情報流通などの諸活動の全体。
- 3.3 物流品：物流に供せられる物品。本文書においては、製品に限らず、原材料及び二次加工用の半製品、並びにそれらが物流に供せられる梱包状態（海上コンテナを除く）を含む。

4. 管理上の要求事項

特に指針なし

5. 技術的要求事項

5.1 一般

特に指針なし。

5.2 要員

放射性表面汚染又は空間線量率の測定を行う機関（以下、機関という）は、この指針に基づいて実施される測定が、適切な専門技術を持つ測定要員（以下、測定実施要員という）によって実施されることを確実にしなければならない。測定実施要員は、放射性表面汚染又は空間線量率の測定に責任を持つ要員（以下、測定責任要員という）が実施する適切な教育訓練を受け、資格付けされた者でなければならない。測定責任要員は、使用する測定器の構造、原理、機器効率などの特性、測定器の取扱いなどに十分な力量を有し、測定対象となる汚染の種類(放射性核種)とその程度によって適切

な測定ができる能力をもたなければならない。また、測定対象品目に関する必要な知識をもたなければならない。

備考) 測定責任要員は、一般の試験・検査要員の教育・訓練ができる程度の力量が必要である。その力量には、通常、放射性表面汚染測定又は空間線量率測定に関する十分な実務経験を含む。しかし、一般の放射能・放射線測定の需要の急増に対して試験所・検査機関や要員が不足している緊急の状況に鑑み、実務経験年数については当面明確な数値を設けない。ただし、測定器の取り扱いに関し、測定環境に応じた適切な測定ができる程度の実務経験は必要である。

5.3 施設及び環境条件

放射性表面汚染又は空間線量率の測定を行う場所は、基準値又は顧客などが指定する許容値に対して適切な測定を行える環境(バックグラウンド放射線量率、温度、湿度など)でなければならない。

5.4 試験方法及び方法の妥当性確認

5.4.1 放射性表面汚染の測定方法は、JIS Z 4504 (ISO 7503-1) に従わなければならない。

備考1) JIS Z 4504 に従う方法であっても、測定条件など、目的に応じた測定ができるよう試験所自身が検証する項目があることに注意しなければならない。

備考2) JIS Z 4504 は皮膚及び衣服を適用範囲外としている。本協会の認定においても、皮膚及び着衣した状態の衣服については表面汚染測定の対象としない。

5.4.2 放射性表面汚染を評価するために実施する空間線量率の測定方法については公的な測定方法の規格はない。測定方法は測定器の種類、構造などに依存するので、測定器に即した測定方法を選択することが必要である。試験所、検査機関の手順は、事前に十分妥当性を確認し、手順書に文書化しなければならない。また、目的に適った測定が実施できるよう、少なくとも次の項目を考慮していなければならない。

- a) 測定器の種類に応じて設定された空間線量率の測定方法(測定条件)の確認
- b) 校正条件が測定のニーズに合致していることの確認
- c) 測定器の校正状態の確認
- d) 測定条件と校正条件の違いによる測定結果への影響度の確認(方向特性、エネルギー特性など)
- e) 複数回の繰り返し測定による測定値のばらつきの評価
- f) 空間線量率測定に関する技能試験(試験所間比較)への参加(該当する場合)

備考) 空間線量率測定の技能試験への参加は、適切な技能試験プログラムが利用可能な場合に適用される。

5.5 設備

放射性表面汚染測定又は空間線量率測定に使用する放射線測定器は対象となる測定量に関して定期的に適切な校正を受けなければならない。また、サーベイメータの電気的特性が適切であることを確認するために定期的な点検を受けなければならない。点検の周期は、1年に1回以上が望ましい。

5.5.1 放射性表面汚染測定器： 放射性表面汚染の直接測定に用いる測定器は、JIS Z 4329「放射性表面汚染サーベイメータ」に適合していなければならない。

間接測定法の場合には、固定式の放射能測定装置も用いることができる。

5.5.2 空間線量率測定器： 物流品から発せられる線の空間線量率測定に使用する放射線測定器は、JIS Z 4333「X線及び線用線量当量率サーベイメータ」に適合していなければならない。これらのサーベイメータは、規定された基準値に対する測定結果の有意差の判定が十分行えるような能力（時定数、検出下限値など）をもたなければならない。

5.6 測定のトレーサビリティ

放射性表面汚染測定器は、JIS Z 4334「放射性表面汚染モニタ校正用線源—線放出核種（最大エネルギー0.15MeV以上）及び線放出核種」で規定された標準線源を適切に選択し、JIS Z 4329「放射性表面汚染サーベイメータ」に基づいて校正しなければならない。

空間線量率測定器は、JIS Z 4511「照射線量測定器、空気カーマ測定器、空気吸収線量測定器及び線量当量測定器の校正方法」に基づき、適切な線源を用いて校正しなければならない。

校正は、計量トレーサビリティが証明できる外部の校正機関に依頼することができる。校正の周期は、少なくとも1年に1回が望ましいが、その使用頻度、維持すべき測定能力を考慮して適切に設定しなければならない。

5.7 サンプルング及び測定点の選択

5.7.1 ロットに対する試験品のサンプルング

本協会の放射能・放射線測定に関する認定範囲には、試験所・検査機関ともサンプルングを含めない。すなわち、抜き取ったサンプルの測定結果に基づきロット全体の証明をする行為は認定の対象とはならない。

5.7.2 大型物流品などに対する測定点の選択

大型物流品などに対する放射性表面汚染又は空間線量率の測定は、特に顧客又は規制当局から指定がない限り、物流品の放射能汚染状態を代表するポイントにおいて適切に実施されなければならない。その場合、測定ポイントはその物流品の最も放射性汚染が高い箇所を含まなければならない。

5.8 試験品の取り扱い

試験品は、交差汚染に細心の注意を払って受け入れ、保管、搬送などの取り扱いが行われなければならない。

5.9 試験結果の品質の保証

放射能・放射線の測定を行う試験所・検査機関は、規制当局、認定機関その他利害関係者から要求があった場合には、技能試験プログラムに参加しなければならない。技能試験プログラムは、JAB 又は JAB が認めるその他の機関が実施する機関のものであることが望ましい。

5.10 結果の報告

5.10.1 試験・検査報告書、証明書

放射性表面汚染及び空間線量率測定の結果は、「報告書」又は「証明書」で報告しなければならない。試験所・検査機関は、JIS Q 17025 (ISO/IEC 17025)の 5.10.2 項及び 5.10.3.1 項の規定に従い「報告書」又は「証明書」を作成すること。

なお、JIS Q 17025 (ISO/IEC 17025)の 5.10.3.1 項に規定する適合・不適合の表明は、測定を行った試験品についてのみ行うこと。測定を行っていない物流品を含むロット全体に対する適合性の表明やそれと紛らわしい表明をしてはならない。

5.10.2 試験・検査報告書、証明書の記載事項

放射性表面汚染測定又は空間線量率測定の結果を報告する「報告書」及び「証明書」は、JIS Q 17025 (ISO/IEC 17025)の 5.10.2 項、5.10.3.1 項及び 5.10.3.2 項の規定に従わなければならない。また、次の事項に従わなければならない。

5.10.2.1 共通事項

JIS Q 17025 (ISO/IEC 17025)の 5.10.3.1 項の規定の適用に関し、報告書及び証明書には次の事項を記載しなければならない。

- a) 測定条件の主要事項（測定場所、測定箇所、測定距離、測定時間など）
- b) 判定を行った場合は、その判定基準
- c) 使用した測定器の形式及び識別
- d) 使用した測定器の校正年月日、校正線源及び校正值
- e) 必要な場合、放射線測定器の指示値(単位を含む)
- f) バックグラウンド値（計数率、線量率など）
- g) 必要な場合、測定の不確かさ(検査機関には適用しない)
- h) その他、結果の解釈に必要な情報(測定場所や測定箇所に関する考察など)

5.10.2.2 個別事項

放射性表面汚染測定の場合には、上記に加え、次の事項を報告書及び証明書に記載しなければならない。

- a) 該当する ISO, JIS, その他の規格名称(識別、版数など特定が可能な情報を含む)

- b) 直接測定法又は間接測定法の別
- c) JIS Z 4504 第 6 項「測定の記録」に規定された事項(必要な場合)
- d) 検出下限値及びその算出方法

5.10.2.3 検出下限値以下の測定値の報告

放射性表面汚染測定及び空間線量率測定の結果が検出下限値以下の場合、「検出下限値以下である」旨記載しなければならない。

なお、測定結果が検出下限値以下であっても「放射能汚染なし」と判定することはできない。

5.10.3 その他

5.10.2.1 項に示す報告書及び証明書の記載事項のうち、e)及びg)については、顧客との書面による合意に基づいて報告を省略することができる。ただし、顧客等の開示要求に応じられるよう記載を省略したものを含め関連するすべての記録を保管しておかなければならない。

—以下、余白—

様式番号 JAB NF18 REV.0

改 定 履 歴 (公開文書用)

| 版 番号 | 改 定 内 容 概 略 | 発 行 日 | 文 書 責 任 者 | 承 認 者 |
|---------|-------------|------------|---------------|--------------|
| 1 | 新規発行 | 2012-03-01 | PM(機械・物 理) | 試験所技 術委員会 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

公益財団法人 日本適合性認定協会

〒141-0022 東京都品川区東五反田 1 丁目 22-1
五反田 AN ビル 3F

Tel.03-3442-1217 Fax.03-5475-2780